

令和6年度 第1回福岡市屋台選定委員会 議事録

1 日時・場所

令和6年5月22日（水）10:30～11:35
天神ビル11階 10号会議室

2 出席者

（委員） 森田委員長、八尋副委員長、阿部真之助委員、あべひでき委員、
乙津委員、田中委員、福田委員、于委員
（事務局）経済観光文化局 鈴木局長
吉田理事
白木文化まつり振興部長
濱田まつり振興課課長（屋台の魅力向上担当）
山喜多にぎわい振興係長、甲斐
保健医療局 平野食品安全推進課長
住宅都市局 小山運営課長
道路下水道局 山口路政課長
博多区 渡邊管理調整課長
中央区 末次管理調整課長

3 議題

- (1) 会議の公開について
- (2) 屋台施策の状況について
- (3) 第5回公募について
 - ① 守秘義務等について
 - ② 募集区画
 - ③ 募集・審査方法
 - ④ スケジュール

4 議事

（事務局）

定刻になりましたので、「令和6年度第1回福岡市屋台選定委員会」を開催いたします。委員の皆さまにおかれましては、ご多忙の中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日進行を務めさせていただきます、経済観光文化局文化まつり振興部長の白木でございます。よろしくお願いいたします。

さて、本日の会議でございますが、委員9名の内、8名のご出席でございますので、福岡市屋台基本条例施行規則第29条第2項の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。

本日は、梅山委員がご欠席となっております。

なお、これまで委員を務めていただいた笹山委員につきましては「博多区自治協議会長 連絡協議会 会長」の職を任期満了に伴い4月23日をもって、退任されております。

福岡市屋台基本条例施行規則第27条第2項に「任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。」と規定されておりますので、屋台選定委員の職も退任となります。後任は、福岡市自治協議会等7区会長会からの推薦により、今後決定する予定となっております。

それでは開会に際しまして、経済観光文化局長の鈴木よりご挨拶を申し上げます。

（事務局）

経済観光文化局長の鈴木でございます。

今日はご多忙の中ご出席賜りましてありがとうございます。お礼申し上げます。

早いもので、2年前の令和4年度に選定いただいた屋台13軒が、営業開始して1年が経と

うとしております。特に長浜地区では、去年の6月に7軒の新しい屋台がオープンいたしまして、長浜屋台街として復活したことは、皆さまの記憶に新しいのではと存じます。1周年をお祝いするイベントを計画しておりますのでご期待いただければと存じます。

本日は令和6年度最初の選定委員会となりまして、新たに実施する公募を中心にご協議いただくこととなります。

新たな屋台の誕生により、まちに賑わいや活力を創りだしていきたいと考えておりますので、ご意見、ご提案を賜りますようよろしくお願いいたします。

挨拶は以上でございます。今日はよろしくお願いいたします。

(1) 会議の公開について

(委員長)

それでは、次第に沿って議事を進行いたします。

議事1「会議の公開について」ですが、本日の議事はいずれも個人情報を含んだ議論にならないと思われますので、全て公開で進行したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ー 委員から異議なし ー

それでは、本日の会議は全て公開で進めます。

(2) 屋台施策の状況について

(委員長)

続きまして、議事2「屋台施策の状況について」の報告です。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

経済観光文化局屋台の魅力向上担当の濱田です。よろしくお願いいたします。

お配りしている右上に資料1と記載している「屋台施策の状況について」という資料をご確認ください。

屋台施策の状況についてのご報告です。

資料の左上「1 屋台件数の推移」ですが、平成25年から現在までの屋台軒数の推移についてまとめております。

平成25年は屋台基本条例が制定された年でございまして、その後、平成29年の第1回の公募で新しい営業者が誕生し、今に至るまでの軒数の推移になっております。

現時点で101軒の屋台がありまして、そのうち約4割が、公募の屋台でございます。

次に「2 過去の公募実績」ですが、過去4回の公募実績についてまとめております。これまで4回の公募を行いまして、表でお示ししているとおり、営業者が誕生しております。

その下に13軒の屋台の屋号を記載しておりますが、これが第4回の公募で選ばれた屋台の一覧でございます。

長浜で7軒の新しい屋台が誕生したということが大きなトピックになっております。

資料の右側に移りまして「3 屋台の魅力向上」について、前回の屋台選定委員会後の主な取り組みについて報告させていただきます。

トピックが大きく3つありまして、1つ目が「(1) 経済波及効果の算出」です。平成23年に、屋台の経済波及効果を算出しましたが、昨年度改めて、経済波及効果を算出しました。

算出にあたっては、八尋副委員長にもご協力いただいております。

その結果、平成23年の屋台基本条例制定前の数値と比較すると、前回53億円だったものが、100億円を突破し、およそ2倍の105億円という経済波及効果が算出されました。

屋台の経済波及効果というのは非常に大きなものになっていると考えております。

続きまして、「(2) 市民・観光客アンケートの実施」について、市民と観光客、それぞれに屋台についてのアンケートを実施いたしました。

ここではトピックを載せており、一番大きなところとしては、屋台についてのイメージを聞いたところ、市民、観光客ともに屋台に対する良いイメージが、過去のアンケートから一番高い数値となっております。

市民の屋台に対するイメージで良いとの回答が74%、観光客からは、93%が良いという回答をいただいております。

最後に「(3) 屋台特集記事・コラム」として、よかなびという観光のウェブサイト、ホー

ムページがあり、そこで屋台の魅力について発信しております。

主なものといたしまして、「屋台の営業者がおすすめする他の屋台」ですとか、八尋副委員長にも進行いただいた、「屋台営業者が語る今後の展望」ですとか、そういった魅力ある記事を多数作りまして発信をしております。

資料の下のところに読み込めるコードを付けておりますので、後程ご覧いただければと思います。

簡単ではありますが、屋台施策の状況についてのご報告でございました。

(委員長)

こちらは何かを決定するものではありませんが、何かご意見ご質問はありますでしょうか。

ー 委員から意見・質問なし ー

では、議事2「屋台施策の状況について」の報告は以上とします。

(3) 第5回公募について

次は、議事3「第5回公募について」です。

議事3は、①から④までありますので、1つずつ説明し、議論をしていただくことにします。

① 守秘義務等について

まず、①守秘義務等についてです。

公募では、選定委員会が審査を行うことになりますが、そこで職務上得た情報を漏らす、あるいは審査される側と審査する側が接触するようなことがあれば、審査の公平性を欠くことになりかねません。

従いまして、審査する側である私たち屋台選定委員が、職務上得た情報を漏らさないこと、また、審査される側である公募への応募者と接触しないことを、今からお配りする宣誓書によって表明していただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

ー 委員から異議なし ー

ありがとうございます。

それでは皆さま、今から事務局が宣誓書を配りますので、宣誓書への署名をお願いいたします。

なお、同じく審査する側である事務局職員については、既に宣誓書に署名していただいております。

② 募集区画について

続きまして、②募集区画についてです。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料の右上に資料2と書かれている「第5回公募について（募集区画）」という資料をご覧ください。

この資料は、今回の公募を検討する区画についての説明です。

まず、屋台軒数の推移について、先ほど、平成25年からの軒数の推移を説明しましたが、さらに、ここ数年の細かい状況をまとめております。

左上の推移の表ですが、まず、青いところの一番左側に98軒、うち公募屋台が30軒とありますが、これが前回の第4回公募開始前の軒数です。

その後、公募を実施し、新しく13軒の屋台が増えました。

一方、既存屋台、公募屋台を含めて6軒が廃業いたしましたので、最終的に、第4回の公募屋台の営業開始後で言いますと105軒、福岡市内に屋台があり、そのうち公募屋台が41軒という状況でございます。

そこからさらに推移いたしまして、現状ですけれども、既存屋台2軒、公募屋台2軒が廃業しまして、現時点では101軒、そのうち公募屋台が39軒となっております。合計10軒の廃業の理由、内訳について下に書いております。

一番大きいところは、体調面、高齢です。屋台というのは毎日設営撤収がございますので、体力を使う面もあります。

そういった理由で、7軒の屋台が廃業しております。

その他は、公募への応募ということで、その当時、公募で合格した屋台が、それ以降の公募に応募するということがありまして、その際は一旦、今営業している屋台を廃業した上で、応募いただくことになりますので、その次の公募に応募したという屋台が1軒、その他、ご自身の都合で2軒の合計10軒の屋台が、廃業しております。

次に過去の公募実績ですが、こちらは先ほどの資料1にもあります通り、直近の4回の公募の実績でございます。

ここからが今回の公募の区画についてですが、まず募集区画の考え方について、これは屋台基本条例、そして規則に定められておりますが、3つの要件があります。

1つ目が、「屋台が連なり定着している場所」ということで、これは屋台というのは、連なりがあってこそ魅力があるということもありますので、屋台の連なりがあるところ。

2つ目が「条例等の基準を満たし、環境整備ができる場所」ということで、例えば道幅などの基準を満たしている場所で募集を行うこと。

最後に「地域に理解され、道路交通の問題が少ない場所」という、この3点を掲げ募集区画を選んでおります。

その次の「2 募集区画面数」ですが、今回は3つの地区で、合計6区画を募集したいと考えております。6区画というのは、前回の公募の後に廃業された区画でありまして、右側の地図の赤丸で書いているところが今回の募集区画となります。

右側の地図をご覧ください。合計で3つの地区に分類しておりますが、天神東地区で2区画、これは日本銀行の前に屋台の連なりがありますが、そこで2区画。右側の渡辺通地区というのは天神の南側で、Bivi 福岡周辺で3区画。そして最後に長浜地区、これは最近1軒、以前から営業されていた既存の屋台が廃業されましたので、ここで1区画。合計3つの地区で6区画について今回公募を行いたいと考えております。

以上です。

(委員長)

ありがとうございます。以上の説明につきまして、ご意見ご質問はありますでしょうか。

(委員)

ありがとうございます。廃業の理由の話の中で公募への応募があったという話ですが、これはどういう経緯なのか、どういうことを意図していたのか詳しく教えていただけますでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。当時とある地区で公募に合格された方が営業始めたのですが、その後に公募した場所に移りたいということがありました。ただ、今営業をしている場所の権利を持ったうえで、ここに応募するということは不公平になりますので、一旦廃業いただいて、仮に、新しい公募で、ご縁がなければ、廃業するという前提で公平性を確保したうえで、営業者の方には応募いただくということとなっております。そういった経緯で、一旦廃業したうえで公募に応募され、結果的にその方は、公募に通りましたので当時とは別の場所で営業していくことになりました。

(委員)

私の認識不足なのですが、この1軒は、今の場所と違う場所で営業されていたが、これまでの公募の中で、もう1回出し直して、そこで営業をされているということでしょうか。

(事務局)

はい。そのとおりです。

(委員)

ありがとうございます。

それと募集区画は3地区でそれぞれ出ておりますけれど、廃業された10軒の地区別の軒数が分かれば教えてください。

(事務局)

この資料上で言う10軒ですが、天神地区が6軒、博多区の屋台が2軒、そして、以前、西公園のあたり、大濠公園の近くにあった屋台、これは既存の屋台ですけど1軒、そして長浜1軒の合計10軒になります。

(委員)

天神と資料上の天神東とは別ですか。

(事務局)

我々の公募上の分類でいう天神東で2軒、その他は天神の西側と天神の南側の渡辺通の部分になります。

(委員)

ちょっとわかりづらかったのですが、今、天神東とか渡辺通とか長浜とか、それぞれすでに地区名があって、そこに当てはめて説明があると思ったのですが、そういう説明がなかったような気がするので改めて教えていただけますか。

(事務局)

失礼しました。

天神東地区が2軒、天神西地区が1軒、渡辺通地区が3軒です。

(委員)

博多区についてももう少し具体的にお願いできますか。

(事務局)

博多区は2軒ございまして、清流公園が1軒、南福岡が1軒の合計2軒でございます。

(委員)

ありがとうございます。それで今ちょっとお伺いしたのは、いわゆるこの10軒、10区画ですね、そのうち6区画やりますということは、この残りの4区画については、募集区画の考え方にそぐわないので、今回、募集をしないということでしょうか。

(事務局)

はい、おっしゃる通りでございます。

(委員)

ということは、この4区画は今後もこの場所は募集をかけないという理解で良いですか。

(事務局)

資料に書いてある募集区画の考え方の通り、例えば屋台の連なりがないところについては、公募を行わないという考えでございます。

(委員長)

他にご質問ありますでしょうか。

(委員)

今回の公募について、今までに4回公募されて、今回が5回目、私も昨年から関わっていますけど、第3回公募と第4回公募は別にしても、第1回、第2回の公募において23人営業者がいて18人になっている。9人に対して4人になっているということも含めて、それと、実はこのマスコミ、テレビ新聞報道とかでも、屋台をどういうふうに経営者として考えているかっていうことに対してのインタビューに関して、調べましたが、スタートアップは適しているというような発言をする経営者もいるわけですね。

だから例えば、この当初の営業業者数が23名から18名になった。ここが一番時間的に経過していますよね。9人から4人になったらこれ減った分はどうのこうの言うつもりはありません。この最中コロナもあったからですね、いつ減ったかとかですね、そういった詳細な資料を私としては、いただきたいなと思っています。

それともう1つは、定着やっぱりスタートアップには屋台は最適だというような発言もあったと考えると、この23人も、もともと当初開業してですね、18人になっても、あと5人減っているけど、5人が別の福岡市に店舗を構えてやっているケースなのか、ただやってないケースなのか。それと9名も同じですね。

だからスタートアップって、そこでスタートアップして、資金を貯めて、新しい屋台じゃない店舗を構える。だけど逆に言うと、その発言の意図の中には、裏を返せばスタートアップで気安く開業できるけど、逆に気安くやめるっていうような、裏返しだと思うんですよ。

だからそういったことも含めてですね、先ほどの経済波及効果の算定とかいうのも、何で100億なったかっていうね、これを示されただけで、こういったことっていうのは、改めて説明を受けたいなと思っています。

今私は立場的に議員という立場でもありますが、公益社団法人福岡食品衛生協会の会長という立場であって、発言しますが、その食品衛生協会の組織率も非常に下がっています。

尚且つ、そこで衛生指導員という形で指導するような立場の人たちもたくさんいます。

今度保健所の統合によって、支所とか、閉所しようとか合併しようとか動きになっています。

今、福岡生活衛生食品会館というのが千代にありますけど、それもやはり今後運営がどうなっていくかわからないという中で、そういった食の安全安心というものを守っていこうという姿勢でいる団体と屋台というものが今までやってきた経緯から言うと、衛生的に問題があったんではないかということだったから、今上がってきているけど、観光客のイメージは当然だと思うけど、やっぱり市民が使ってなんぼ、市民から賛同を得てなんぼっていうような、ある意味福岡市の文化として訴えてやるんだったら、市民から絶大な支持があるべきであって、観光客はあくまで観光客、市民は市民だと私は思っています。

だからその辺りをしっかりと、この選定委員会も示していただきたいし、福岡市の食の安全安心を考える食品衛生協会の皆様にも、示していただきたいと、そうじゃないと私は会長としての立場もないし、また議会にもきちんと、今日、私以外に3人議員が来ていますが、しっかり示していただきたいと思います。

そうでないと、やっぱり屋台っていうのはもともと、もともと立場的には反対の立場だったので、だからそれを認めている以上は、しっかりとした役所側、もしくはそれをされている方たちの、姿勢というのを我々議会人として、または食品衛生協会の会長としてチェックする立場にいると思います。

その辺りしっかり、ご指導、または屋台営業者に対しても、またはこの屋台全体の運営に対しても、姿勢を持って取り組んでいただきたいということを言っておきます。以上です。
(事務局)

ありがとうございます。ご意見いただいた点については、今後も資料を含めて整えていきたいと思っております。環境面についてはですね、アンケートの結果も環境面の評価はアンケートで毎回改善はしているのですが、やはり衛生面、環境面での問題があるご指摘いただいている観光客、市民のご意見というのは依然あります。

そこは例えばですが、今は衛生面の電気、水道、給排水、その辺りの環境の整備がされていることをまだご存じない市民がいらっしゃる、屋台っていうのは、構造上営業しているスペースが丸見えで、フルオープンであるところもあって、営業者の方も、衛生面は非常に配慮、気を遣って営業されているところもごございます。

そういった取り組みを、我々もこれまで以上に周知というか、情報発信をしていきたいと思っております。

あとは屋台営業というのは、もちろん観光資源としての役割もごございます。

条例にも示されておりますが、一方で、当然に周辺の地域の皆様、市民の皆様のご理解、応援があって成立するものであろうというふうに重々考えておりますので、市民の方々にもご利用いただいたり、応援いただいたりするように、我々としてもしっかり取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

(委員)

ちょっと補足というか付随してお聞きしたいのですが、その募集区画数で、先ほど廃業の中から募集区分の考え方で、除いた区画数を募集していると、おっしゃられたのですが、新しく募集区画に追加したり、今までの4回の公募で、新しい募集区画としてここを追加しようという、区画の追加みたいものは、今までしてきたことあるんでしょうか。

(事務局)

現状、基本的に廃業した区画について公募しております。

(委員)

わかりました。ありがとうございます。

(委員長)

他はいかがでしょうか。

ご質問等がないようですので、募集区画は資料2に記載されているとおりということでよろしいでしょうか。

それでは、資料2に記載されているとおりとします。

③ 募集・審査方法について

続きまして、③募集・審査方法についてです。事務局から説明をお願いします。
(事務局)

それでは次のご説明ですが、お配りした資料3と資料4を使いながらご説明させていただきます。

今回の募集の審査方法と採点についての説明になります。まず「1 募集方法」ですが、基本的に審査についてはこれまでと同じ形で行いたいと思っておりますが、主な変更点を記載しております。

大きく2つ、補充募集の休止、そしてグループ募集の休止と書いてありますが、補充募集というのは、前回、第4回の公募の時に、新しく導入したのですが、これは主に長浜地区を想定しておりまして、仮に募集をして、応募者がいなかった場合については、引き続き延長して募集を行うということを想定しておりました。

ただし、前回は公募している枠は全部埋まりましたので、この制度は適用しておりません。

これについてはですね、今回は、補欠候補者制度というのがありましたので、そちらで対応したいと思っております。

補欠制度というのは、合格者や営業候補者を選定する際に、若干補欠候補者の決めておいて、もし選ばれた方が辞退する場合、補欠候補者を営業候補者とする制度です。

これを今までも適用しておりますので、今回も補欠候補者制度というもので対応したいと考えております。

2つ目はグループ募集の休止ということで、これは前回長浜を想定しておりまして、長浜で連なった枠が空いており、最大で4枠連なって空いておりましたので、そこでグループで応募いただいた際には、優先的に審査をするという制度を行っておりました。

これは実際に、1グループ、2名ですね、最終的にはグループ応募で営業を始めたというところがありました。

前回は長浜で繋がった区画が空いていたということがありましたが、今回の長浜は1区画だけということもありますので、補充募集、グループ募集については行わないというふうに考えております。

続きまして、「2 審査方法」です。

表をご覧ください。審査については、この表の流れで行っておりまして、まず応募いただいた後に、資格審査というのを事務局で行います。これは応募資格を満たしているかどうかということで、例えばですが税金を納めているかどうかとか暴力団関係者ではないかどうか、そういったところ、応募者の応募資格の確認を提出いただいた書類を元に事務局で行います。

そこで応募資格を満たした方については、選定委員会、審査部会の皆様で審査をいただくことになっておりまして、大きく2つ、1次審査と2次審査に分かれております。1次審査というのは筆記試験、いわゆるペーパーテストです。ここで屋台についてのルール、法令に対する知識、観光に対する知識についての試験を行います。それを通過した方については営業計画書という名前の書類を新たに出していただきまして、2次審査を行います。審査は2つ、こちらが分かれておりまして、書類審査、出していただいた書類についての審査と、その後面接審査を行うようになっております。

資格審査、1次審査、書類審査、面接審査を経て、営業候補者を決定するという流れになっております。

書類審査の下のところ、「屋台従事体験（任意）を実施」と書いてありますが、これは何かと申しますと、実際に屋台営業というのは、やはり体力を使う面もあります。

これは任意ですが、実際に応募する方で、屋台営業の経験をしてみたいという方については、実際に屋台営業を、今実際に営業している屋台にご協力をいただいて、体験していただくということも、流れの中に入れております。

こういう形で1次審査、2次審査、最終的な営業場所の決定という流れですが、次の右側の「1次審査（筆記試験）」というところに移ります。

1次審査の筆記試験の内容と配点ですが、ここについては、関係法令を遵守するというこ

とが大事ですので、100 点中 80 点が法令順守についての問題、そして残り 20 点が屋台の魅力、質の向上ということで、観光に関する問題の合計 100 点ということで筆記試験を実施します。

その下に 1 次審査（筆記試験）の合否ボーダーラインの設定と書いてありますが、これは前回から変更ございませんが、基本的には応募いただいた方の平均点の 8 割以上かつ募集区画の 1.5 倍までというところを設定いたしますが、例外として、もしこの原則に当てはめた場合、不合格者が多くなると、1 次審査を通過する方が少なくなるという場合については、正副委員長と協議させていただいたうえで、募集区画の 1.5 倍を超えて、合格者を調整することができるということとしております。

次に「(3) 2 次審査（書類審査・面接審査）」についてですが、今回から、2 次審査の配点を見直したいと考えております。

これまでは、書類審査の配点が 100 点、面接審査が 50 点ということになっておりましたが、今回は、書類審査が 100 点、そして面接審査についても 100 点ということで、書類と面接の点数をそろえるという形で考えております。

これは、前回、第 4 回公募のときの審査部会の委員の皆様からのご意見をいただいて、面接審査のところの配点を厚くして、揃えた方がいいのではないかというご意見も踏まえたものになっておまして、営業者自身の書類に書かれた内容の実現性、具現性ですとか、応募者の熱意ですとか、そのあたりをより評価に反映させるという狙いで、こういった配点にしております。

詳しい配点については、資料 4 をご確認ください。資料の左側が、前回の配点になります。

右側が今回の配点になりますが、特に赤字のところが変更を加えたところになります。面接審査の配点の一番右側の列で、ここに 20 と書いているところが、前回 10 点だったところを 20 点に変更しておまして、面接審査の中の配点でいうと割合は高くないのですが、ここは事前の書類審査でしっかりと配点しておりますので、面接については 20 点、そしてその下の 30 点と書いているところ、屋台の魅力、質の向上というところは、地域貢献の要素もありますのでこの配点を厚くしております。そして最後右側に赤字で 50 と書いているところが、総合評価ということで、営業計画書という書類に書かれた内容について、その実現性、具現性があるかどうかですとか、意欲、熱意というところを評価するということでは、これまでも一番配点しておりますので、ここを 50 点、合計 100 点という配点で今回行いたいというふうに思っております。

資料 3 をご確認ください。そういった配点で 2 次審査を行いたいと思っておまして、最後の右下の「(4) 「審査部会」の設置」ということで、2 次審査につきましては書類審査、面接審査を、審査部会を設置して、審査部会で評価採点をしていただこうと考えており、これまでのような形で実施したいと考えております。以上です。

(委員長)

審査方法の変更について提案がされております。何かご意見、ご質問はありますか。

(委員)

資料 3 の右側「(2) 1 次審査（筆記試験）」というところが、配点が 80 点と 20 点ということで、これを見ると前回同様だと思うのですが、この資料 4 の方も、第 5 回、右側の方を見たとき、配点は、どうやったら 80 点と 20 点に分かれるのか、そこを教えてもらってもいいですか。

(事務局)

ありがとうございます。この資料 4 の配点はですね、2 次審査の配点になります。

1 次審査については、この 80 点と 20 点の合計 100 点です。もう一枚のほうは 2 次審査の配点の内訳になっております。

(委員)

すいません。勘違いしておりました。ありがとうございます。

するとその 2 次審査のお話で、面接審査が 50 点から 100 点となった背景について教えてもらっていいですか。

(事務局)

これについてはですね、これまでも適正に審査をいただいていたところではありましたが、書類だけではなくて、面接で書かれた内容通りに営業できるのかどうかですとか、熱意ですとか、そういうところの評価をより高めた方が、適正適切に審査ができるというご意見もありました。配点上は、今まで書類が100点、面接が50点になっていたのですが、書類審査については元々1次審査の筆記試験で、知識を問うというところもありますし、法令順守が大事な要素であることは間違いないのですが、書かれた内容について、面接でやりとりしたうえでの確認、評価し、こちらでの配点を高めた方が、適切に審査いただけるのではないかと考えております。

(委員長)

この部分については、八尋副委員長から補足説明をお願いします。

(副委員長)

審査部会の中でも、面接審査それから書類審査の配点の割合が、適切なのかという議論がありまして、というのも、1次試験で基本的な知識、法令のことについては詳しく聞きます。

2次審査でも、書類審査やっぱり基本的にはこの配点、次の判定表を見ていただくとわかるのですが、前回だと、基本的なルールのところをかなり聞くことになっていて、それを一体どう実現するかというところをきちんと確認したほうが良いというような話に、審査部会が終わった後になってまして、私たちもそういう意見を事務局に投げたということもあります。

そういう意味では書類でほとんど決まるっていうことが、本当に屋台の持続性に繋がっていくのかという疑問を私も感じたところで、長くやってもらうためには、それなりにこれを書いた哲学とか、経営の理念とか、そういったところまでちょっと深く聞いたうえで判断した方が、長く続けていただける屋台になるのではないかと意見も事務局に投げていたということです。

(委員)

はい。理解しました。ありがとうございます。

(委員長)

他にご質問、ご意見ありますでしょうか。

募集・審査方法は資料3に記載されているとおりということでよろしいでしょうか。

それでは、資料3、4に記載されているとおりといたします。

－ 委員から異議なし －

それでは、「審査部会」の構成する委員を決めたいと思います。過去4回の公募において、市議会議員の委員の皆さまは、市政全般に係る知識をお持ちですので、面接などの個別の審査ではなく、選定委員会の場合において全般的、総合的な評価をいただいております。

同様に、現在、阿部真之助委員が就任しております、福岡市食品衛生協会会長も、市議会議員でもいらっしゃるから、個別の審査ではなく、全般的、総合的な評価をいただいております。

今回もこれまでと同様に、審査部会については市議会議員の皆さま以外で構成したいと考えておりますが、何かご意見・ご質問がある方はいらっしゃいますか。

－ 委員から異議なし －

では、この委員については、選定委員会委員のうち市議会議員以外で構成するということでお願いをします。なお、「福岡市屋台選定委員会運営要領」において、審査部会の部会長、副部会長については、部会委員の互選によるとされております。

今後の審査に向けて、本日この場で、部会長、副部会長の選任をしておきたいと思いますが、部会委員のどなたか、ご推薦はございますでしょうか。

－ 部会委員から異議なし －

なければ、私からご提案したいと思います。私からは、前回と同様に、部会長を八尋委員に、副部会長を乙津委員にお願いしたいと考えていますが、部会委員の皆さま、いかがでしょうか。

－ 部会委員から異議なし －

部会委員の皆さまのご承認をいただきましたので、部会長を八尋委員、副部会長を乙津委員にお引き受けいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

④ スケジュールについて

最後に④スケジュールについてです。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

資料5をご覧ください。

こちらは今回の第5回公募の全体のスケジュールになっております。

下の表を見ながら説明したいと思います。まずは本日、選定委員会開催し、第5回公募の実施について決定させていただきましたら速やかに公募、募集に入りたいと思っております。

募集期間については、およそ2ヶ月間60日間で、7月下旬までを考えておまして、これは前回と同程度の期間ですが、これまでで一番長い期間になります。やはり募集期間を長く設けて、周知をしっかりとさせていただいて、より多くの方に公募をしている情報を知っていただいて応募いただきたいと考えております。

その後、この第5回公募の横の方の列にありますが、説明会を行ったうえで、1次審査（筆記試験）を8月に行い、その後、2次審査ということで、審査部会の皆様に書類審査、面接審査を行ってみたいと思っております。

そして最後に12月の一番下のところに丸がついてありますが、12月に、同じこのような形で選定委員会を開催させていただいて、屋台営業候補者を決定したいと思っております。

その後、営業候補者について決定の通知をいたしまして、3か月間、営業の準備を行ったうえで、来年の4月から営業を行うというスケジュールで進めたいと考えております。

私からは以上です。

(委員長)

第5回公募のスケジュールについて、何かご意見ご質問はありますか。

(委員)

先ほど資料2で、公募を通して、営業されて、場所を変えるために、廃業してまた公募にと言うケースだと思うのですが、例えばこの第5回もこのようなケースがあったらこのスケジュールに乗っかって応募するということでしょうか。

(事務局)

はい。その通りになります。

応募いただく際に、屋台営業者であることはわかりますので、その際に応募する場合は、今、営業している場所は廃業する必要があるという話をし、廃業していただいたうえで応募いただくかたちになります。

(委員)

そうすると一旦廃業されるということなのですが、例えばこのスケジュールを前提とすると廃業するのはいつになるのですか。

(事務局)

廃業については、応募時点において、廃業するということを確認する必要がありますので、具体的な日付がいつというところが即答できず恐縮ですが、少なくとも審査に進む時点では廃業するということを確認したうえで、進めるということ考えています。

(委員)

そこが結構重要な話なんじゃないかなと思って聞いてはいるのですが、つまり募集期間にエントリーされるとします。

だからその時点で廃業するのか、或いは選考期間の中のどこかでするのかっていうのは、非常に重要なことじゃないかと思うのですが、例えば前はどのような状況だったのですか。

(事務局)

審査に入るまでに、事前に審査結果によらず、廃業ということになりますので、審査に入る前の応募の時点で、最初にエントリーいただく時点で、書いていただくものと考えております。

(委員)

というのは前回もそういう状況だったという理解でよいですか。

(事務局)

はい。そのとおりです。

(委員)

それに付随してですが、例えば今、公募屋台の方が違う場所でエントリーするために廃業するとその区画が空くと思うのですが、これが例えば、募集区画として、適当な場所の屋台さんがそうなったときというのは、その区画はどういう取り扱いになるのですか。

(事務局)

はい。基本的に一旦廃業して公募に応募するというケースは、あまり多くはない、ごくわずかなケースではあるのですが、そういうことが過去に起こったこともあります。起こった場合はその区画は、現実的には空き区画となってしまいます。実際に応募があるかどうか、事前にはわからない面もあり、空いた区画は、今回の公募の区画にはできませんので、空いた区画として今後の公募の時点で区画することを検討するということになると思います。

(委員)

ありがとうございます。

それで、そもそものお話なのですが、ある公募をして、区画に入って、どういうお考えかわかりませんが、やっぱり別のところでやるために廃業してリエントリーしたいというのは、私も屋台選定委員会に関わってきてますが、その辺りのことっていうのはあまり、何か想定をしていないというか、そもそも、こういう要項の中で、そういうことが可能ですって書いてあるのか、それともそういうリクエストがあったので、検討して、こういう扱いにしたのか、どういう経緯か教えてもらえますか。

(事務局)

はい。もともと、選ばれた区画で営業を続けるということを想定していたものなので、言葉として、いわゆる鞍替えのようなものは想定しておりませんでした。

ただ結果、公募を行った際にそういったケースが出ましたので、ケースが起こった際に、やはり公平性を確保するためには、廃業いただく必要があるということを、その時に検討して、今説明申し上げたような運用で進めていくということになっております。

(委員)

それは、屋台選定委員会の中で、何か提案や議論はされた経緯があるのですか。

(事務局)

廃業いただいた上で、応募いただいているということについては、選定委員会審査部会で、説明しております。

(委員長)

他はいかがでしょうか。

スケジュールに関して他にご意見ないようですので、資料5に記載されているとおりということでよろしいでしょうか。

－ 委員から意見・質問なし －

それでは、資料5に記載されているとおりとします。本日の議題は以上ですが、全体を通して何か、ご意見ご質問はありますでしょうか。

－ 委員から異議なし －

それでは、本日の選定委員会は以上といたします。

進行を事務局にお返しします。

(事務局)

森田委員長、議事進行ありがとうございます。

それでは、以上を持ちまして、選定委員会を終了させていただきます。

本日は、お忙しい中、ご審議いただき、誠にありがとうございました。